九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

「財政請負制」下の中国における政府間財政関係に関する一考察

甘，長青

https://doi.org/10.15017/3000319

出版情報：経済論究. 115, pp.1-16, 2003-03-15. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

「財政請負制」下の中国における政府間財政関係に関する一考察

甘　　長　青

目次

はじめに
Ⅰ　財政請負制の栄枯盛衰
Ⅱ　財政請負制下の政府間財政関係
Ⅲ　財政請負制の弊害
Ⅳ　財政請負制の下での財政の比重減少メカニズム
結びを兼ねて—財政請負制の評価

はじめに

1978年より進められた改革開放政策の下で，中央政府と地方政府との間に「財政請負制」[1]という財政管理体制が実施された。これは中国人が超個人主義なので，責任不分明だと誰も努力しないのを鄧小平が熟知した上の決断だと思われるが，中央政府は財政窮迫状態に悩まされ，財政請負制の導入によって安定的な財政収入を確保し，中央政府の財政危機を立て直す目的もあったと考えられる。

財政請負制の下で，財政権限を委譲された地方政府は，財政収入の増加は財政支出の増加に直結できるというメリットから，従来以上に地域の経済発展に対しての熱意や関心が高まり，地域経済発展を促したという点においては大きな役割を果たした。しかし，中央財政の弱体化問題を始め，歳入の対GDP比率の低下，マクロ経済運営の機能低下，地域格差の拡大，インフラ整備及び基本建設投資の不足，「諸侯経済」[2]の形成等の別次元の問題を引き起こした。地方政府に財政権限を与え，その積極性を引き出すことによって中央財政の安定化を図ることに目的があったはずの財政請負制は何故中央財政の改善に繋がらず，かえって更なる悪化を招来してしまったのだろうか。

本稿の目的は，財政請負制下の中央・地方政府間財政関係の特徴を分析することによって，財政請負制の制度設計上の欠陥によって引き起こされた国家財政の比重低下のメカニズムを明らかにすることである。

Ⅰ　財政請負制の栄枯盛衰

一　改革開放前の「統収統支」財政管理体制

財政請負制が本格的に導入されるまでの財政管理体制においては，「統収統支」[3]が浸透していた。これには次のような背景が考えられる。建国当初では，国家統一が最優先課題とされたが，地方政府は独自の財政経済活動を実施し，全国範囲内で財政収支管理の不統一が続いていた。こうした状況から脱却するために，統収統支という極端に中央集権的な財政管理体制が採られた。しかし，その後の1951年から，財政権限の一部を地方に委譲する分級管理政策が何度も採られたため，「統収統支」体制が一貫して続

1）中央政府と地方政府が財政収支について請負契約を結び，請負をした財政収入を中央政府に上納しさえすれば，残りの分を地方政府が自主財源として支出することができる制度。

2）地方政府が中央の指令に従わず，あたかも封建時代の諸侯割拠のように振舞うこと。

3）すべての財政収入が中央政府に上納され，中央により認められた財政支出需要に基づいて各地方政府に財政資金が配分されること。

いていたわけではなかった。ただし，この時点での分級管理は，単に財政に関わる各級政府の事務処理範囲をある程度区分したに過ぎず，地方の主体性や創造性を発揮させようという点では充分に配慮したとは到底いえない。中央にとってのもっともの関心事は自らの財政事務負担を軽減すること及び地方が中央の指令した範囲からはみ出して権限を行使することがないように統制することであった。

二 「画分収支，分級包乾」財政管理体制への転換

1978年の11期三中全会において改革開放政策が打ち出され，経済体制改革が実施された。財政においても，この11期三中全会で打ち出された地方への「放権譲利」[4]の一環として，統収統支を分権化する方向への改革を進めた。分権化の目的は，一方で中央政府側に十分な程度の財政統制の発揮する余地を保持し，地方政府側の地域経済の発展を果たす責任とその責任を達成するために活用できる財政的手段の選択の自由度を高めようとするところにあった（馬駿［1996］，197頁）。当然のことながら分権化に伴って多くの財政資金が中央財政の管理下から離れていくだろうが，国営企業を中心に経済が順調に発展すればおのずと財政収入が増大して，中央財政の再分配機能が十分に発揮できると期待されていた。

具体的には，1979年10月の全国財政工作会議において，それまでに四川省で実施された「画分収支，分級包乾」[5]の方法の実験範囲の拡大が決定されたのを受け，1980年２月に国務院によって「“画分収支，分級包乾”の財政管理体制の実施に関する通知」が公布され，財政請負制への移行が本格的に始まった。遼寧，四川，山東，山西，河南，湖南，陝西，安徽等の15省では「画分収支，分級包乾」を実施した。内モンゴル，新疆，広西，チベット，寧夏の５民族自治区及びそれと同等な雲南，青海，貴州の３省に対して，従来民族自治地域への財政上の特殊な優遇措置を維持した上で「画分収支，分級包乾」が実施され，請負基数も「一年一定」（毎年決定する）から「５年一定」（一旦決まれば向こう５年間変更しない）に改められた。また，これらの地区へ支給される定額補助金も毎年10％ずつ逓増していくことになった。北京，天津，上海の３直轄市は中央財政にとって重要な財源であるため，従来通りに「総額分成，一年一定」[6]を実施した。江蘇省で固定比例包乾[7]を実施した。広東・福建両省は対外経済活動において重要であると位置付けられたため，「財政大包乾」[8]を実施した（張忠任［2001］，134～136頁を参照）。

「通知」（以下は田島［1994］，12～13頁及び国務院「関於実行“画分収支，分級包乾”財政管理体制の通知」を参照）では，すべての歳入は中央財政固定収入，地方財政固定収入，中央と地方の共有収入という三つのカテゴリーに区分され，財政支出は中央財政固定支出，地方財政固定支出，少数の特別財政支出（地震や火災等の自然災害に対する財政支出）という三つのカ

4）地方政府や企業に財政自主権や経営管理権等を含むより多くの権限の一部を与え，企業内部留保の拡大をも認めること。

5）「画分収支，分級包乾」とは行政隷属関係に基づいて，中央と地方の収支範囲を区分し，各級政府がそれぞれの分け前の収支を管理すること。

6）地方財政収入総額を中央と地方との間で一定比率にて配分し，配分比率は毎年査定する。

7）財政収入の固定比率で留保率を請負うことをさすが，実際では85年の制度改正まで80年に39％，81年に37％，82年に38％，83～84年に35.7％といったように毎年留保率が変更された。

8）画分収支，定額上納或は定額補助，つまり，収入と支出を区分し，中央に一定額を上納するあるいは一定額の補助金を受ける。

テゴリーに分けられた。中央財政の場合，中央所管企業よりの収入，関税等が固定収入とされ，地方財政の場合は地方所管企業よりの収入，塩税，農牧業税，工商所得税等が固定収入とされ，工商税[9]は共有収入とされた。なお地方から中央に移管された企業よりの収入の80%が中央財政，20%が地方財政の固定収入とされた。

財政支出については，まず中央財政の守備範囲として，中央所管国営企業の大規模建設事業や技術革新及び新規生産開発投資，国防，対外援助及び外交，中央政府レベルの農林業，用水管理事業，産業，運輸，通商等に関すること，教育，文化，厚生，社会的行政サービス，地質調査，中央政府による価格補助金，内外債の元本及び利子の支払い等がある。これに対して，地方政府の守備範囲として，地方政府所管企業の基本的建設事業や技術革新及び新規生産開発，地方の生産活動助成，地方レベルの農業開発・用水管理，都市の管理及び建設，教育・厚生・文化・社会的行政サービスに関すること，社会福祉及び年金，行政費用，幾つかの価格補助金等がある。

こうした「画分収支」の範囲に基づいて，79年の予算実績をベースに適当な調整を加えた上で，地方財政収支の請負基数が確定される。基数確定後，地方の財政支出はまず地方財政の固定収入で引き当て，余剰が出れば中央に上納し，不足すれば共有収入で補塡する。地方固定収入と共有収入を全額地方に留めても地方財政支出の引き当てに不足な場合は中央財政が差額を定額補助する。

このように，地域の差異を無視した画一の方法ではなく，各地の実状に合わせて，異なる方法が採られ，しかも収支に対しても相当な自由裁量権が認められたため，従前の中央集権体制から大きく転換できたと評価できる。しかし，中央と地方の歳出責任の間には，電力，運輸・通信，教育・科学，厚生等の諸分野で実質的な重複部分が見られた（馬駿［1996］，203頁を参照）。例えば中央政府は国家計画委員会により割り当てられた予算を使い電力プラント，鉄道，高速道路網，通信網への資金供給を行っていたが，往々にして省政府もこうした事業への資金供給を行っていた。また，教育も中央と地方の双方の責任分野とされ，病院や橋梁の建設も各級政府によって行われていた。このように投資的支出の相当部分は中央政府の予算で支弁されたため，ある事業の箇所付けが重要事項となり，各省級政府はより多くのシェアを得るために激しい競争を繰り広げた。

三　「画分税種，核定収支，分級包乾」財政管理体制への移行

1985年3月，第二段階「利改税」の実施[10]による配分関係の変化に対応し，1980年に制度設立した当時に定めた「5年不変」の期限が迫ること等もあって，国務院は「“画分税種，核定収支，分級包乾”の財政管理体制を実施することに関する規定」[11]を公布した。規定による中央財政と地方財政の収支区分は表1に示している。

広東・福建両省は，引き続き「財政大包乾」が実施され，その定額上納額・補助額は，上記の収支範囲と「利改税」の第二段階後の収入変化状況に基づいて調整される。民族自治地域に対して従来通りの請負方式が採用される。ほかの各省・直轄市は新体制へ転換し，その収支基

9）生産から流通にかけての各環節に設けられていた各種の間接税や都市不動産税，車両・船舶登録税等からなる。

10）84年10月から全国範囲内で実施。

11）税種を区分した上で，財政収支を査定し，各級地方政府に請負わせる。

表1　中央財政と地方財政の収支区分

中央財政固定収入	地方財政固定収入
1．中央所管国営企業の所得税，調節税 2．鉄道部，各銀行本店，保険総公司の営業税 3．軍事産業の収入 4．石油燃焼特別税 5．関税及び税関が代理徴収する各種産品税，増値税 6．専用項目調節税 7．海洋石油産業に従事する外資企業，合弁企業に関わる工商統一税，所得税，鉱区使用料 8．国債収入 9．国家エネルギー・交通重点建設基金 10．その他の収入	1．地方政府所管国営企業の所得税，調節税 2．集団企業所得税 3．農牧業税 4．車両・船舶使用鑑札税 5．都市土地家屋税 6．屠殺税 7．家畜取引税 8．契約税 9．地方政府所管国営食糧販売企業への財政補助（マイナスの財政収入として計上する） 10．追加徴税・罰金収入 11．都市維持建設税 12．税金滞納罰課金 13．その他の収入
尚，石油部・電力部・石油化学総公司・有色金属総公司の中央政府4部門に所属する企業の産品税，営業税，増値税の70％を中央固定収入とし，残り30％を地方財政固定収入とする。	
中央と地方の間で配分する共有収入：①産品税，営業税，増値税（石油部・電力部・石油化学総公司・有色金属総公司の所管企業および鉄道部・各銀行本店・保険総公司の納入する部分を除く），②資源税，③建設税，④塩税，⑤個人所得税，⑥国営企業奨励金税，⑦外資・合弁企業の工商統一税，所得税（海洋石油産業に従事する外資・合弁企業の納入する部分を除く）	
中央財政支出 1．中央政府による基本建設投資支出 2．中央所管企業の潜在力発掘・更新改造基金，新製品試作費，簡易建設費 3．地質探査費 4．国防費及び武装警察部隊にかかわる経費 5．外交及び対外援助支出 6．国家物資備蓄支出 7．中央級の各種事業支出及び行政管理費 8．その他の中央支出	地方財政支出 1．地方政府による基本建設投資支出 2．地方政府所管国営企業の潜在力発掘・更新改造基金，新製品試作費，簡易建設費 3．農業支援支出 4．都市維持建設費 5．地方の各種事業費支出及び行政管理費 6．その他の地方支出
ほかに，①地震・台風等の自然災害救済費，②旱魃・洪水対策補助費，③経済後進地域発展支援基金，④辺境建設事業費等は，中央政府の支出となり，地方財政の請負対象とされない。	

出所：「中華人民共和国国務院公報」1985年第10号，259～262頁より作成

数は，83年度の決算実績をベースにし，上記の収支区分範囲と「利改税」第二段階後の変化状況に基づいて計算・確定される。重慶・武漢・瀋陽・大連・ハルビン等の計画単列市（日本の政令指定都市に相当）については，その財政を所属する省から独立させた上で「総額分成」が実施され，その収支範囲と基数の査定は財政部と交渉した上で確定される。

こうした規定に基づいて，長期にわたって維持されてきた各級政府と国営企業との間の行政隷属関係に基づいて行われてきた利潤配分が，部分的に税種による配分に改められた。また，国営企業改革や価格改革等の都市部における経済改革も本格的に展開された結果，商品流通が拡大され，流転税の増収をもたらした。更に，対外開放政策の一層深化により，外国企業所得

税等の外資関係の税源からの収入も確実に増えたので，85年以後，地方財政収入は大幅に伸びつづけた。

しかし，①国営企業への「放権譲利」及び国営企業の経営悪化による上納利潤の減少ないし欠損補助の増大，②「税前還貸」[12]等の制度の実施，③郷鎮企業，外資企業等への税制面での優遇政策の実施，④価格改革による価格補助金支出等の増大，⑤中央への上納率が高い3直轄市及び遼寧省・江蘇省等の地域では，地方政府がレントシーキングを行い，多くの財源を手元に留める為に政策・規定の隙間を狙った違法行為も盛んに行っていた。また，税収の多い産品税，増値税，営業税の大部分が中央固定収入になり，地方政府の主な財源は都市維持建設税及び地方国営企業（地方政府所管の国営企業）や郷鎮企業からの所得税収入等税収の少ない税目となった。このような財源配分の下では，地方政府は財源不足を補うために地方国営企業に対するやたらな干渉を行い，財源隠し[13]，制度外資金[14]，予算内資金の予算外化，「諸侯経済」の形成等に拍車がかけられた，⑥「定額補助」と決められた貧困地域及び請負基数を達成できない地域に対して，中央と地方との間に多かれ少なかれ「温情主義」が存在したため，これらの地域は中央からの財政補助金への依存度が高く徴税努力を怠ったこと，⑦インフレによる財政収入の減少（張忠任［2001］147頁を参照），等によって，85年に制度改正以降，所謂「二つの比重」，つまりGDPに占める国家財政収入の比重および国家財政収入に占める中央財政収入の比重が低下した。期待通りの財政収入を挙げられない中央政府は，富裕な地方政府から借金をしたり，地方政府の支出基数を圧縮し，強権的に地方の支出を抑制したりする等の措置をとった。

四　「財政包乾」体制への転換

上述した状況の下で，88年7月に国務院第12回常務会議において「一部の地域における財政請負方式の実施に関する国務院の通知」が出された。「通知」の中で収入と上納比率が比較的に大きな地域で財政収入を徴収する積極性が低下しており，中には財政収入が減少するような状況がみられると指摘したのを受け，同年8月に国務院によって「地方財政請負方式を改善する決定」がなされ，一種の過渡的措置として全国範囲内で以下の6種類の財政請負制の実施を決定した（以下では張忠任［2001］139～140頁及び田島［1994］18頁を部分参考した）。

(1)「収入逓増包乾」制度。87年度の決算収入と地方財政支出を基数とし，ここ数年来の地方財政収入状況を参考に，地方の収入逓増率と留保・上納比率を確定する。地方の収入逓増率内の収入は，事前に確定された留保・上納比率に基づいて中央・地方間で配分され，収入逓増率を超過した部分の使途が地方に一任される。ただし，収入が逓増率に達しなくても中央への上納額はきちんと払わねばならない。北京市，河北省，遼寧省（瀋陽市と大連市を除く），江蘇省，浙江省（寧波市を除く），河南省，ハルビン市，瀋陽市，寧波，重慶市の10省・市で実施された。

(2)「上納率逓増包乾」制度。87年に中央への上納額を基準とし，ここ数年の地方財政収入の増加状況を参照に，中央への上納額及び上納額の逓増比率が確定される。地方は毎年確定される逓増率に基づいて中央に上納額を漸次増やして

12）減価償却だけでなく，借入金の支払利子と返済元金も費用として税引き前利潤からの控除を認めること。
13）たとえば，「蔵富於企業」。つまり減税，免税等の手段を通じて税収をできるだけ所管する企業の内部に隠すこと。
14）たとえば，「乱収費」。中国語では勝手な費用徴収を意味する，つまり地方政府が割当金・借款・税外税等非規範的な手段によって資金を集めること。

いくが，中央への上納を済ましても尚余る部分の収入の使途は地方に一任される。広東省と湖南省で実施された。

(3) 「定額上納」制度。収入基数が支出基数を超えた部分は定額で中央に上納する。定額上納分を差し引いても尚収入基数が支出基数より大きい場合，その超過分について，中央と地方との間で配分することになっている一部の地域を除いて，全て地方にその使途が一任される。上海市，山東省（青島市を除く），黒龍江省（ハルビン市を除く）の3省・市で実施された。

(4) 「総額分成」制度。これまでに比較的多用された制度である。87年度の地方財政収支実績を調整して収支基数とし，収入基数が支出基数より大きい部分は中央に上納され，残りの部分は地方に留保される。上納比率は毎年確定される。天津市，山西省，安徽省の3省・市で実施された。

(5) 「総額分成＋増長分成」制度。「総額分成」方法を基に，前年の地方財政収入の実績を超えた部分については別に配分比率を設け，地方が財政収入を増やせば，それだけ多く配分されるようになる。大連，青島，武漢の3市で実施された。

(6) 「定額補助」制度。五つの民族自治区及び雲南，貴州，青海，陝西，甘粛，江西，吉林，海南，福建，湖北，四川の11省で実施された。

以上の六種類の請負方式の中で，「総額分成」以外の方法は「総額分成」を基に「増長分成」（限界収入の増加分に応じて配分すること）が行われ，上納額を超えた部分の収入は，地方政府により多く配分されるようになった。また，「定額上納」または「定額補助」が実施された地域では，中央との請負契約分を達成さえすれば，収入の増加部分を全額地方に留保できるため，地方政府が留保額を増やすべく地方財政収入の中心的な課税対象となる地方国営企業に対して，手厚い保護を行い，地元資源の域外への移出と域外製品の域内への移入の両面で制限を加える現象は各地で頻発した。その結果，原材料・商品の流通がしばしば遮断され，資源配分の非効率化をもたらし，国内統一市場の形成を阻害した。

II　財政請負制下の政府間財政関係

一　財政請負制の恣意性

財政請負制の下で中央・地方政府間財政関係の最大な特徴は一定したルールではなく，両者間の協議または中央政府の恣意によって財源配分及び政府間財政移転のルールが頻繁に変わったことである。

①　歳入面における中央の地方への財政資源の「搾取」

イ　85年の制度改正以降，期待通りの財政収入を挙げられない中央政府は，「資金協力」の名目で富裕な地方政府や中央銀行から強制借入（ただし，この借入は返済されない）を何度も行ったり，強権的に地方政府の支出を圧縮・抑制したりする等の措置をとった。勿論，こうした資金協力は地域間の均衡とか国益の観点から行ったのではなく，主として中央政府の側の負担軽減の観点に由来するものである。たとえば，1987年に中央が広東省から6.75億元の「借款」をし，その後6.35億元に調整して88年以降の上納基数に加えた[15]。

ロ　もともと広東省の管轄下にあった海南島が1988年に独立の省となったため，それまでに広東省の海南島に対する補助がそのまま中央財

15) 本節で，特に説明がない限り，広東省に関する事例は，すべて杜進[1995]，199～202頁を参考したものである。

政への上納分に加えられた。また，「財政包乾」体制への転換（1988年）後の1989年では中央政府の財政赤字は375.3億元に上り，その穴埋めのため，中央政府が地方政府の1989年度財政資金の5％に相当する金額を中央への「貢献金」という名目で取上げ強制的に収用した。90年以降，それまでに広東省が中央の代わりに徴収していた通関関税（基準数を超えれば広東省の財政収入となる契約を広東省と中央との間に結ばれている）の全額を中央上納に改めた。この変更によって広東省の財政収入の「損失」は巨額に上ったといわれる。

ハ　地方国営企業で高い成長分野にあるものを中央政府へ移管し，これらの企業からの財政収入を中央固定収入または中央と地方間で比例按分した。例えば，もともと広東省所属の地方国営企業が中央所属に改められたため，広東省は86年以降毎年中央に4.5億元以上を納付することになった。

ニ　89年に「国家エネルギー・交通重点建設基金」とは別に，「国家予算調節基金」を新設して，全国から資金を集めた。広東省だけで89年と90年に4.21億元を吸い上げた。

オ　中央は「集資」の目的で，地方政府に対して「国庫券」（国債）を特に有利な条件（例えば，low price）で半ば強制的に購入割当を強要する代わりに，償還期限を繰り返して延長した。例えば，広東省だけで，1981～85年は11.2億元（実際達成額12.2億元），86～90年は33.3億元（実際の達成額は34.9億元）の国債を買わされた。

②　歳出面における中央の地方への財政資源の「搾取」

各級政府の歳出責任は明確にされていないため，中央政府は自らの予算を均衡させる便宜的な手段として中央財政の支出項目を地方財政の出費に鞍替えられる等して，歳出責任の基準変更をたびたび行ってきた。「中央開口子，地方出票子」[16]というように，中央の地方への財政資源の「搾取」は歳出面にも及んでいた。

③　中央政府から省政府への財政移転にも同様に恣意性が見られる。

国際的に慣例化している財政の地方交付制度と大きく異なり，財政請負制の下で，中央＝地方関係が厳格に制度化されていないため，各地の上納または補助の率・額の設定は各地が擁する政治資源の不均衡と，中央との駆け引きの力の相違を反映し，後進地域と先進地域の間だけでなく，先進地域同士間でも中央から受け取る財政援助の分配方法は不合理かつ不公平であった。例えば，よく言われる問題に広東省は，請負方法で優遇されたため，実効留保率が高かったのに対して，上海市は実効留保率が低かったことがある。更に，各省・直轄市・自治区の一人あたり財政収入と一人あたりGDPとの間に正の相関関係があるのに，一人あたり中央財政援助額と同GDPとの間に全く負の相関関係は見られない。これは高収入地域が往々にして中央財政からきわめて高い援助を得ているからであり，結果として地域間の経済発展格差の縮小に不利であった。具体的には，

イ　中央政府から自己財源だけでは予算を賄えない省級政府への財政移転については両者間に締結された契約に基づいて，1988年までは前年の実績をベースに毎年一定パーセンテージで増加していたが，1988年以来中央政府は貧しい省政府に対して名目値で固定された契約に基づいて財政移転を行い始めたため，インフレの中でこれは実質上財政移転の減少を意味する。

ロ　1985年から中央政府は契約上の補助金よ

16）中央が支出の項目を増やせば，地方財政がその後始末をする。

りも特定目的補助金を増額させ始めたが，この特定目的補助金の多くがもっともそれを必要だが政治交渉力の弱い貧困省・自治区ではなく，主として価格補助金や赤字企業補助金といった形で政治交渉力の強い上海市や広東省等の富裕地方政府に支出されていた。例えば，1990年の時点で一人当たり上海市は171元，広東省57.5元の特定目的補助金を受けているのに，貴州・広西は平均28.3元しか受けなかった(馬駿[1996]，209頁を参照)。

ハ　更に，貧しい地域への財政移転の縮減に加えて，主に沿岸地域に有利に働くことになっていた地域傾斜政策（regional-tilt policy）が1970年代後半から幅広く活用された。地域傾斜方式としては，外国からの投資や国内投資に対する租税の軽減及び免除，輸出税額還付，外貨保有率の高め設定，中央政府の直接投資，事業承認権の行使に当たっての運用上の自律性の付与等である。これらの方式は当初，1970年代後半に四つの経済特別区に導入されたが，その後1984年に沿岸地域の14市にも拡大され，更に1988年に海南省，1991年に上海市浦東開発区にまで拡大された。こうした貧しい地域への財政移転の圧縮と地域傾斜政策の結果，政府間財政移転の再分配機能は大いに制約されただけでなく，先進地域と後進地域，漢民族と少数民族との利害対立をも激化させた。

④　予算編成過程は地方政府のロビー活動に大きく左右され，腐敗の温床ともなっている（以下では馬駿［1996]，204頁を参照)。

毎年三月に行われる全国人民代表大会（日本の国会に相当）で国の予算案が公式に承認される前に，より多くの補助金や事業を自らの地域に誘導するために活発なロビー活動が展開される。事業の箇所付けにあたって，生産と消費のバランス，工業と農業のバランス，重工業と軽工業のバランス，沿海と内陸とのバランスといった公式のガイドラインはあるとはいえ，その基準は漠然としており，実際の箇所付けは地域間の交渉力の差異を反映している。加えて，予算上の制約が緩やかなため，歳出の目標が頻繁に変更され，赤字の累増に繋がりやすい。

このように，財政請負制の下で中央と各省級政府の収入・支出の範囲が確定されたとはいえ，依然として非規範的であり，実質上制度化はされていなかった。中央財政に困難が生じると，いろんな形で地方へ協力を求めてくるし，財政をめぐる中央と地方との間に交渉があるたびに，軍配は大抵中央に上がったのである。財政請負制の「交渉によって配分が決まる」とか，「事後調整が可能である」という性格がよく透けて見える。財政請負制は中央政府の歳入を安定化し，その歳出を確実なものとすることに目的があったが，交渉・協議等に見られるような政府間財政関係の非規範化は地方政府からは中央政府の思惑とは別の反応を招いてしまった。もっとも深刻で困った問題は，交渉による財政調整は地方政府の徴税意欲をも減退させてしまったことである。

二　地方政府の中央への対抗

地方政府が中央政府の恣意的な政策変更への対抗手段として，徴税努力を調整するやり方には幾つかの手法がある（以下では馬駿［1996]，205～207頁等を参照)。

第一は，租税上の軽減・免除措置である。確かに財政請負制の下で，①税率や課税ベースの決定といった税の徴収に関わる意思決定権は中央政府にある。古い税目を廃止し新しい税目を導入するのは中央政府のみの権限であり，中央政府固定収入及び共有収入にかかわる税目についても中央政府しか租税軽減・免除を決定する

権限がない，②地方政府の自主財源は取るに足りないほど極めて限られていた，等のため地方政府の持つ財政自主権は，制度上極めて限られていた。しかしながら，財政請負制の下で流転税[17]と企業所得税[18]という二つの基幹税のうち，中央政府が徴収するのは中央所管国営企業の企業所得税だけであるが，実際ではそれでさえ地方政府へ徴収を委託していた。地方国営企業と非国営企業に対する企業所得税や流転税等はすべて地方徴収となっていた。しかも地方政府の徴収した租税（依託徴収を含む）の大半は請負の対象となり，地方政府は政府間の財政契約に基づく歳入額の目標を達成さえできれば，資源をできるだけ地元に残こすために減免制度をフル活用しようとするインセンティブは働く。仮にその多くが違法であっても，地方政府の違法な減免措置に対して中央政府には実効ある制裁措置はなかったのである。

第二は，歳入の流入経路をコントロールすることである。財政請負制の下で歳入が税の形式ではなく，実質上中央政府の統制外にある予算外資金を通じて地方政府の懐に入る場合，例えば，地方政府が予算内資金を予算外に振替えるとき，中央政府の統制能力は大いに侵食される。事実上，1978～1992年の間に，地方政府の予算内資金に対する予算外資金の割合は100対66から100対96に上昇した。

このように，財政請負制の下で地方政府は事実上国税をコントロールでき，徴税努力の度合いに調整を加え，予算内資金を予算外に移管する等戦略的反応も行いうる立場にあるため中央政府との交渉においては，実質上優位にあったのである。こうした理由から，財政請負制度の成果は中央政府が当初期待していたものよりも低くならざるを得なかった。

三　財政請負制の制度設計上の問題点

なぜ財政請負制の下で，中央政府が恣意的に政策変更ができ，そして，それに対して地方政府が戦略的反応を行いうる立場にあるのだろうか。日本の地方財政制度に照らしてみると，財政請負制の制度設計上いくつかの欠陥があったことが考えられる。

1．課税権の帰属と歳出責任の区分の問題は，全国人民代表大会の立法によるよりもむしろ殆ど中央政府が決定しているため，中央政府は自己都合の良いように度々ルールを変更してきた。これに対して，地方政府は政策の変更を予想した戦略的な対応を行ってきたため，かえって不安定な結果を生んだ。

2．中央・地方の財政関係において法律上明確に規定しても，厳密な執行を保障できるとは限らないのに，財政請負制下の中国では政府間財政関係が規範化されていない上，地方政府の財政権を侵害しがちな中央政府に対抗して，日本の総務省のように国政の場で地方政府の立場を代弁する政府機関が設置されていない。そのため，中央政府が地方政府に対して恣意的に歳出責任を転嫁したり，財政移転を削減したりしても，地方政府の利益の代弁者が出てこない。

3．財政請負制の下で，地方政府は中央の「財経紀律」（財政・経済に関する取り決め）により，①地方財政収支は常にバランスを保たねばならず，財政赤字を出してはならない。②経常性支出が優先されねばならず，それが中央の規定を

17）84年10月より第二段階の「利改税」が実施されたのに伴い，従前の工商税を産品税（取引高税）・増値税（付加価値税）・営業税・塩税という四つの租税からなる流転税（一般売上税）という形で拡充し，それぞれの品目ごとに税率を規定し，一つの基幹税となした。

18）国営企業所得税・国営企業調節税（国営企業利潤の非競争的差異を調整するために，83年に第一段階の「利改税」とともに導入された）・集団企業所得税・私営企業所得税・個人企業所得税・中外合資企業所得税・外資企業所得税等から成る。

満たさない場合は，建設性支出は許可されない。③経常性支出の内，特に教育・科学・文化・医療等の分野の支出の伸び率は財政支出の平均伸び率を上回らねばならない，等の規定を守る必要がある一方で，前述したように，財政請負制の下で地方政府は徴税努力に手を加えることで実効税率や税負担を調整できる。

こうした構造の下で，中央政府が厳しいコントロールを行うことは，かえって地方政府の責任と権限をはっきりした形で定義することができなくなり，財政の管理に混乱をもたらし，安定した政府間財政関係を維持できなくなった。中国では地域間の発展段階，都市化の状況，資源の有無，文化面の違い等極めて多様な状況にあることを考えると，日本のようにそれぞれの地域に適した効率的な税負担と公共サービスを生み出すことになるとは考えにくい。しかし，地方政府に対して地方税の税率と課税ベース決定の裁量権の付与と国家的見地からのマクロコントロールの維持との二要素のバランスを適切にとる必要があったことは否定できない。

4．政府間財政移転に透明なルールを確立できなかったこと。財政請負制下の中国では中央政府は地域間財政力格差の縮小に向けて，主に地方政府との共有収入の配分及び中央から地方への財政移転との二つのパターンの組み合わせで対処してきたが，共有収入及び中央から地方への財政移転は原則的に省級政府の基準年における財政収入実績（または複数年の歳入実績の平均額）と従前の取り決めにより定められていた。しかし，毎年のように中央政府は歳入留保の比率と政府間財政移転の方式を場当たり的に変更し，契約上の財政移転に関しても特定補助金に関しても，一般的な方式というものはない上に，決定にあたって地方政府のロビー活動に大きく左右されてきた。

III　財政請負制の弊害

第一に，国民経済における国家財政（中央・地方財政を連結した国家規模での財政）の比重は趨勢的かつ顕著に低下してきた（表2を参照）。79年の純財政収入の対GDP比は26.7%であったが，93年のそれは13.9%しかなかった。国家財政は巨額の債務収入（93年では739.2億元）によって支えられていることを見れば，経済成長の果実は国家財政にあまり吸収されなかったことが看取される。これは，従来国家財政収入となった資金が，財政請負制の下で国家予算に組み込まれずに地方に分散したことを意味する。

第二に，地方への「放権譲利」によって，地方政府は中央が国営企業に与えた経営自主権から移転された権限をも手に入れることができ，実質上の権限は大幅に拡大された。というのは，企業に経営自主権を与えても，政府と企業との間の縦割従属関係の下で，地方政府の顔色を伺わざるを得ず，企業の獲得した経営自主権の一部は自然に地方政府の手に移ったからである。しかも請負期間，請負比率等も中央政府によって決められた不安定なものなので，地方政府は長期的な視野に立って地元の公共利益に適した資源配分を行うのではなく，できるだけ短時間で高収益が得られるような投資を行った。80年代を通じ地場産業の保護や地場資源・特産品の流出を阻止することを目的とした原材料や消費市場の争奪合戦が激化し，企業改革を妨げ，効率的な全国統一市場の形成や産業政策の実施をも阻害したため，市場経済化への転換を図る中国にとって大きな制度的な阻害要因となった。

第三に，中央財政の悪化により，中国人民銀行（中国の中央銀行である）当座貸越しによる

表２　財政請負制下の財政収支の推移（1979～93年）（単位：億元，％）

年次	財政収入(A)	債務収入(B)	純財政収入 (A－B)	GDP C	(A－B)/C	財政支出(D)	財政赤字 D-(A-B)	財政赤字率 {D-(A-B)}/D	財政支出率(D/C)
79	1103.3	35.3	1068.0	3998.1	26.7	1273.9	205.9	16.2	31.9
80	1085.2	43.0	1042.2	4470.0	23.3	1212.7	170.5	14.1	27.1
81	1089.5	73.1	1016.4	4775.1	21.3	1115.0	98.6	8.8	23.4
82	1124.0	83.1	1040.9	5182.3	20.1	1153.3	113.1	9.8	22.3
83	1249.0	79.4	1169.6	5787.0	20.2	1292.5	122.9	9.5	22.3
84	1501.9	77.3	1424.6	6928.0	20.6	1546.4	121.8	7.9	22.3
85	1866.4	89.9	1776.4	8527.4	20.8	1844.8	68.2	3.7	21.6
86	2260.3	138.3	2122.0	9687.6	21.9	2330.8	208.7	9.0	24.1
87	2368.0	169.6	2198.4	11307.1	19.4	2448.5	249.2	10.2	21.7
88	2268.0	270.8	1997.2	14074.2	14.2	2706.6	349.4	12.9	19.2
89	2947.9	283.0	2664.9	15997.6	16.7	3040.2	375.3	12.3	19.0
90	3312.6	375.5	2937.1	17681.3	16.6	3452.2	515.0	14.9	19.5
91	3610.9	461.4	3149.5	20188.3	15.6	3813.6	664.1	17.4	18.9
92	4153.1	669.7	3483.4	24020.2	14.5	4389.7	906.3	20.6	18.3
93	5088.2	739.2	4349.0	31380.3	13.9	5287.4	938.4	17.7	16.8

出所：南部［1995］表１，表２，『中国統計年鑑』1993年版及び1994年版より作成。

赤字補塡が常態化された結果，現金通貨の増刷により帳尻が合わさざるを得なかった。そのため，マクロ経済面におけるインフレ促進要因となっていた。

第四に，財政請負制の下で国営の工・商業企業の売上に対する課税として，流転税が中心であったが，多段階にわたる課税により，課税の重複，税負担の不公平，価格形成の歪み，従って資源配分の歪みをもたらした。また課税を回避するための原材料の内製化傾向が顕著に見られ，企業組織の肥大化による非効率を助長したと思われる。

第五に，予算外資金と「乱収費」の急増（張忠任［2001］，102～110頁を参照）。地方政府や行政単位・事業単位が国家予算に計上されている収入以外に臨時収入として方々から徴収している資金が，予算外資金や「乱収費」等として批判されている。こうした収入は税制の議論から抜け落ちがちな，それでいて負担の大きなものとなっており，また税収が伸び悩む原因にもなっている（ただ，ある意味では予算外資金の増加は中央からの財源に依存できなくなった地方財政の苦しみを示し，地方政府にとって自主財源という性格をも持っているため，地方分権の観点からすればむしろ好ましい方向にあるとの指摘もある）。

第六に，徴税システムと会計監査の問題がある。財政請負制が実施された当時では，まだ地方に中央政府の徴税機関がなく，殆どの税金の徴収を地方政府の税務当局に任せた一方，中央と地方との間には監査機構がなく，しかも各級政府間及び政府と国営企業との間に温情主義が存在したため，ソフトな予算制約（soft budget constraint）が機能していた。

Ⅳ　財政請負制の下での財政の比重減少メカニズム

前節で，財政請負制の弊害として，国家財政の比重低下を取り上げた。では，なぜ国家財政

の比重が低下してきたのだろうか。それにはどんな原因が考えられるのだろうか。

国家財政収入の比重低下をもたらした原因の一つは，中国の租税システムに関わっている。分税制前後を通じて中国の税収構成の中で直接税の割合が低く，財政収入の殆どは流転税等の間接税に依存している。間接税の方は「大量に集めやすい」ので，低所得国では税収確保の点において間接税の徴収は有効である。しかし，間接税は国民所得に対する弾力性が低いため，経済成長によるGDPの増加率に比べると間接税の増加率は低く推移せざるを得ない（金子勝［1996］）。

また，中国のGDPに占める個人所得の割合は，1978～1993年に40%から67%へと年々上昇していたが，財政収入に占める個人所得税の割合は3%前後に過ぎず，依然として個人所得税は「少額で集めにくい」税と認識されており，余り重視されていなかった。税収の所得弾力性が高く，「公平性」や「納税者主権」等の面でも優れている個人所得税の本格的な徴収体制が確立されなかったことは，財政収入の伸び悩みの原因の一つとなっていた（孫一萱［1999］を参照）。

更に，徴税システム及び徴税管理の問題点も無視できない。税務部門が「条々管理」（上級税務部門による垂直管理）されるため，下級税務部門は各自の上級部門によって予め徴税ノルマが課される。ノルマ以上に税金を集めると，次年度のノルマが高くなるが，ノルマが達成できなければ，罰則がつけられるため，ノルマの達成だけを目的に行動する傾向がある。そのためにノルマを達成した後，意欲的に徴税しなくなり，徴税の機会を逃してしまうことが多い。脱税等の違法行為の続発は徴税管理の杜撰さを物語っている。先進国の徴税システムを参考に，記帳制度，申告制度，還付金手続き等を一層厳密化する等近代的徴税システムが整備されなかったことも財政収入の比重低下の原因であった。

しかし，最も重要な原因は国営企業所得税にある。以下ではまず，1985～1993年の間の租税収入の対GDP比の推移を見てみよう。

税収全体の対GDP比の推移を見ると，85年の25.5%から93年の13.8%へと，約半減した。この中で流転税は，85年の11.1%から93年の8.3%へと比較的に安定的な推移を維持したのに対し，企業所得税は85年の9%から93年の2.0%へと4分の1以下に減少し，中でも国営企業所得税は85年の8.1%から93年の1.7%へと約5分の1にまで惨落した。いうまでもなく，中国財政の比重減少傾向は国営企業所得税が著しい収入減少性向を持つことによってもたらされたことがわかる。国営企業所得税はこんなに惨落してしまったことについていくつかの理由が考えられる。

表3　租税収入の対GDP比の推移（1985～1993年）　（単位：%）

項目＼年次	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
総租税収入	25.5	23.0	20.4	18.6	17.6	19.1	16.2	14.7	13.8
流転税	11.1	10.7	9.6	9.1	9.1	8.1	7.1	7.7	8.3
企業所得税	9.0	7.1	5.4	4.9	3.7	4.0	3.2	2.7	2.0
国営企業所得税	8.1	6.1	4.5	4.1	3.0	3.3	2.8	2.3	1.7

出所：神野［1999］，82頁より作成。

第一に，財政請負制はルールに従って徴収すべき租税に，裁量による徴収という恣意性を持ち込んだため，租税規律を弛緩させてしまった。地方政府が徴収するすべての収入には予算内収入，予算外収入及び公共事業からの収入等があり，予算内収入は更に中央固定収入，地方固定収入及び中央と地方間の共有収入の三部分に分けられるが，請負対象になるのは，中央固定収入だけであり，どんな請負方式が適用されても地方政府は請負総額を達成しさえすれば，どの租目から徴収するかは地方政府の裁量に委ねられている。

こうした総額の達成のみに関心を持ち，ルール通りの徴収を等閑視するようなスタンスは，請負指標を達成できなくなった場合も機能する。というのは，まず，請負を達成できなくても実効性のある制裁措置がないからである。また，地方国営企業が利潤を出さないほうが地方政府の都合によい場合すらある。というのは，地方政府は地方国営企業の所有者として，その設備投資資金の供給責任を負っているため，所管下の国営企業から徴収した利潤を上級政府に上納して，わずかな留保を獲得するよりも国営企業に資金を残しておいたほうが，国営企業に供給する資金を節約できる。そこで，地方政府は益金不算入の項目を大幅に認めるばかりでなく，諸種の特別措置を設けてコストを膨らますことを容認し，地方国営企業の企業所得税の課税ベースを人為的に圧縮してしまうことによって所得税の負担軽減を図る一方で，ほかの税収（例えば流転税）で請負条件を達成しようとする。1985年２月に創設された都市維持建設税は更にこうした傾向に拍車をかけた。というのは，都市維持建設税は，①地方固定収入の基幹的存在，②流転税の税額に対して一定比率（都市部では７％となっているが，農村部では税率が５％～１％となる）で課税する付加税，であるため，流転税が増収すれば，地方固定収入も増える。まして，請負条件が達成できる見込みがない場合は，地方政府は利潤上納を増やしても留保率は減少するため，むしろ国営企業にもっと資金を残しておくインセンティブが働く。

第二に，国家と企業の分配関係が規範化されていなかったことも国営企業所得税の比重減少傾向を加速させた。国営企業を主たる課税対象とした企業所得税には，「利改税」とともに「税前還貸」が導入された。しかし，「税前還貸」は本来国家財政に納めるべき資金を用いて企業の借入金の元本及び利子の償還に当てることなので，もし企業が実現した利潤の全額で「税前還貸」するならば，国家財政にまったく納めなくてよいことになるから，論理上はまったく成り立たない。当然の結果として，「税前還貸」により，国営企業は競って投資資金の借り入れに走ったため，国営企業固定資産投資資金の膨張及び投資利益の低下をもたらし，国営企業の利潤減少に拍車をかけた。

第三に，1987年に増徴を目指して国営企業に経営請負責任制を導入したが，経済効率の良い企業は請負に移っていったが，経済効率の悪い企業は経営請負責任制を選択しなかったため，期待していたほどうまく機能しなかった。まして経営請負責任制の下で，基準年の納税額を国営企業が請負って，請負額以上に利潤を上げれば，増加分の70％を国営企業の自由裁量に認められたため，国営企業所得税に減少性向を持たせた。

第四に，予算は日本等の先進国が採用している総計主義（収入からあらかじめ支出を控除して，収入と支出の差額のみを計上することを禁止する予算原則，神野［2002］，93頁を参照）ではなく，純計主義（収入を取得するのに必要な

経費を収入から控除することを認めること）で計上されたため，寛容に費用が認められた国営企業が損失の計上をすれば，その損失補塡は国営企業所得税の収入から差し引くことが認められた。

結びを兼ねて—財政請負制の評価

政府間財政関係を規定する上での重要なポイントは，各級政府の権限・事務配分を明確に規定した上で，それに見合う財源の確保である。財政請負制の下，地方政府に一部の財政自主権を確かに委譲してはいたが，その権限の行使を保障する制度化されたシステムができていなかったがゆえに，依然として合理的，規範的な収支配分基準が定められておらず，毎年のように請負基準，上納基数等の決定は，中央と地方との政府間交渉に頼らざるを得なかった。様々な制度改正が実施されてはいたが，基本的に財政収入を中央政府と地方政府及び地方政府同士間で如何に配分するかが焦点であって，いわば一種の財源の「争奪合戦」を演出してきた。上級政府は単に自らの財政収入を確保するために曖昧な基準によって財源配分を行い，下級政府に利潤や税金の上納ノルマを下達する。

地方政府は課税に関する立法権・税率調整権・地方債発行権等を持っていないため，ノルマを達成し，かつ自主財源を確保するために，請負基数の決定に関する駆け引き，財政収支帳面上のごまかし，予算外資金，「自籌資金」[19]，「乱収費」，農民に対しては農業税以外に「攤派」（割当）と呼ばれる強制的な課徴金，税外税，強制的勤労奉仕等，あらゆる手法を活用し，事実上課税ベース・税率をコントロールできたといえる。

地方政府のこうした戦略的反応を十分に制御できない中央政府は，自らの財政収入を確保するために，上納基数の引き上げ，企業従属関係の変更，財政支出の転嫁，税収返還の差し止め等非規範的な手段をとることもしばしばあった。

財政収入の対GDP比の減少に集中体現されたような政府間財政関係の変化は，主に財政請負制の制度上の欠陥によるものであり，その根底には中国において政府間の財政関係を規定する基本的な制度の枠組が定められていないことがある。財政請負制は本来の意味での財政分権化制度ではなくて，単に市場化の進展によって現実に適応できなくなった集権的制度を維持するために非規範的に一部の財政管理権限（特に支出裁量権）を地方政府に分散することによって，地方政府への財政コントロールを緩めたことを意味するに過ぎない。その意味で財政請負制によって引き起こされた諸問題は行過ぎた集権化制度を維持するための代価と看做せよう。

また，旧式財政システムを維持したまま，財政請負制を導入した結果，財・税源をめぐって，中央と地方との政府間競争が激化して，それぞれ「経済発展あっての財政」という大きな立場を見失った。中央政府が地方からの財政収入を確保しようとすればするほど，地方は財源隠しや「諸侯経済」といった地元の利益を優先した地方保護主義的行動を繰り返した。このことは地域経済の活性化をもたらしたという側面はあるものの，結果的に中国経済にとって必要な中央財政力の向上や国内市場の統一的発展を阻害した。つまり，財政請負制が実施された結果，市場経済を促進するために中立的であるのが望ましいという財政制度の本来の意味を失い，中

19）郷・鎮政府が国家の政策規定により郷鎮企業・事業単位等から集めた，予算内財政収入や予算外財政収入と区別される郷鎮公益収入のこと。

央・地方政府がルールなくそれぞれ個別に財政収入を確保しようと行動した結果，公正な経済システムの形成を阻害したとともに経済にも悪影響を及ぼした。

しかし，財政請負制の下で，地方政府は中央との請負契約分を達成すれば，残りの部分を懐に入れられることから，地方政府の増収インセンティブを引き出すのに確かに効果があった。この意味では，中国の財政史上，財政請負制は重大な意味を持っている。というのは，財政請負制の導入によって，地方政府は自らの努力によって自主財源を増やすことができるので，活発な地域産業政策を展開し，地元経済の発展に多大な努力が払われるようになった。また，財政請負制の下で，一定の上納額・率が期首に決められると，インフレによる税収の自然増は地方政府の大きな恵みとなっていた。このことは中国経済のダイナミズムを生む大きな力になったことは否定できない。更に，財政請負制は地方政府に一部の財政収支管理権限を与えたことから言えば，地方分権に向けた一つの動きとしても評価できる。

しかし，財政請負制の最大の副作用はいうまでもなく，中央財政状況の更なる悪化をもたらしたことである。これは「請負」の仕組みによって，地方財政の成長に最大の弾力性を持たせる一方，中央財政の拡大の弾力性が大きく制限され，その実質的な増加は完全に地方の財政によって決められるという致命的な欠点があったからである。その結果として過剰な地域間競争を生み出し，偏狭な地域保護主義を助長したことは拭えない。また，地方政府が財政収入を実際より過小に申告することによって，上納金の節減を図るという抜け穴もあった。更に，手っ取り早く財政収入を得るために外国資本に過度に依存し，比較的短期間に儲かる軽工業への投資に偏り，重複投資の弊害や国営企業改革の遅れを生むことになった。こうした財政請負制の不徹底性の側面はもちろん看過すべきではない。しかし，改革の歴史的発展過程から見れば，旧式体制とその権力枠組の中で地方の積極性を引き出し，かつ中央政府の財政難を解決する唯一の選択肢として，財政請負制以外の方途は考えられない。

【参考資料】

金子　勝「市場経済改革と地方分権化—インドと中国の政府間財政関係の国際制度比較—」日本地方財政学会編『現代地方財政の構造転換』，勁草書房　1996年

国務院「関於実行“画分収支，分級包乾”財政管理体制的暫行決定」『中華人民共和国国務院公報』1980年第1号

財政部総合計画司編『中国財政統計（1950～1991）』科学出版社，1992年

佐藤進・林健久『地方財政読本第四版』東洋経済新報社，1995年

神野　直彦「市場経済化と租税制度—中国の税制と政府間財政関係—」『甲南経済学論集』第34巻第4号，1994年3月

神野　直彦「中国の政府間財政関係と税体系」『現代中国における都市・地方行財政の調査研究』（国際連合地域開発センター1994年12月）

神野　直彦・宮島　洋「政府間財政関係の日中比較」総合研究開発機構編『中国経済改革の新展開』1996年1月

神野　直彦「中国の「分税制」改革」総合研究開発機構編『中国市場経済の成長と課題』NTT出版，1999年3月

神野　直彦『財政学』有斐閣，2002年11月

孫　一萱「中国の個人所得税の現状と課題」『財政学研究』第25号，1999年10月

孫　一萱「中国地方財政の発展段階より見た「分権化」過程の評価」『経済論叢』（京都大学）第165巻第1・2号，2000年1・2月

孫　一萱「改革・開放後中国地方財政の発展と政府間財政関係—天津市の事例を中心に—」『経済論叢』（京都大学）別冊『調査と研究』第21号，2001年4月

田島　俊雄「中国の国有企業改革と政府間財政関係」『中国研究月報』48巻4号，1994年4月

田島　俊雄「90年代中国の税制・財政改革」『中国研究月報』50巻9号，1996年9月
張　忠任「中国の政府間財政関係における集権と分権の交錯過程」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第5号，1998年3月
張　忠任『現代中国の政府間財政関係』御茶の水書房，2001年12月
杜　進「中国経済の市場化と中央＝地方関係」毛里　和子他〈現代中国論3〉『市場経済化の中の中国』日本国際問題研究所に所収，1995年
杜　進「中国経済の市場化と財政構造の変化」「東亜」1993年4月号
中兼　和津次『現代中国の構造変動　経済一構造変動と市場化』，東京大学出版会　2000年
南部　稔「財政改革の現状と課題」『開発援助研究』海外経済協力基金開発援助研究所　1995/Vol.2　No.2
南部　稔「財政改革の現状と課題—「分税制」にみる中央と地方の関係—」『日中経協ジャーナル』日中経済協会　1995年7月号
馬　駿「中国の政府間財政関係の改革について—日本の経験とその関連で—」『地方財政』1996年第2号
林　尚立・劉　波　訳「中国の分税制条件下での中央と地方関係」『季刊行政管理研究』1994年12月，No.68